

- 議案第86号 農用地利用集積計画について
議案第87号 令和3年度大津市農業振興地域整備計画(土地利用計画)の変更(10月受付分)に関する意見について
議案第88号 「農業経営基盤の強化の促進に関する法律に関する基本構想」の変更に対する農業委員会の意見について
報告第125号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第126号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第127号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第128号 農業者証明について
報告第129号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について
報告第130号 公文書非公開決定に対する審査請求に対する裁決について
報告第131号 広報誌「みどりのこだま」90号について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

定刻、若干早いのですが、皆さん、おそろいですので、ただいまから第23回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましてですが、感染拡大の第6波にある中、全国的には新規感染者数が減少する兆しもありますが、本市では先月9日に過去最多となります378人となった以降も、高止まりの傾向が続いており、鎮静化は見通せない状況であります。引き続き、緊張感を持って感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

それでは、最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号4番 橋本 正和委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制としており、

議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、南部選出の副会長であります宇野 孝太郎委員にお願いいたします。

それでは、開会に当たり、宇野 孝太郎副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長

皆さん、ご苦労様でございます。今日3月11日は11年前の震災の日でございます。またロシア、ウクライナ情勢も緊張している状況でございます。先ほども少し話がありました新型コロナウイルス感染症について、花粉症の時期でもありますので、その点、体にはご留意いただきご活動をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は三田村 美江委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、出席委員は17名ですので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事進行について、会長、よろしくお願い致します。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔をお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願い致します。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願い致します。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

6番 山本 公彦 委員

12番 横山 成治 委員

よろしくお願い致します。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の大物及びNo. 2の南船路について、一括して地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員

No. 1、続いてNo. 2の報告をさせていただきます。

No. 1については、3月8日火曜日に関係者一同で各農地を見て回りました。親戚の〇〇さんから、同じ〇〇でございますが、〇〇さんに遺贈されるものでございます。遺贈される譲受人の父は、今、農協のオペレーターもやっております、機械等は十分能力を持ったものでやっておられ、随分な面積ではございますが、耕作等について何ら問題になることはないと思っております。

1町2反の田を全部見て回り、そのように考えているところでございます。

No. 2、先に事務局からも報告があったかと思いますが、譲受人は自分の店舗を持っておられます。その周辺を2回に分けてもう取得しており、その隣を今回また改めて取得するというところでございます。田んぼとしては非常に使いにくく、もともと畑地もしくは維持管理しているだけの土地で、前の方も耕作に手を焼いていた状況でございますので、今回のこの申し入れについて、いい結果が出るのではないかと考えておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No. 3の和邇今宿について、地元委員よりご意見を申し上げます。

委員

No. 3についてですが、譲渡人は〇〇で、この農地については長く維持管理されているだけになっていました。営農自体はもうリタイアされている状況でして、譲受人の方は経営拡大の意思があるとのことで、現地でも意思確認をさせていただきました。問題はないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No. 4の稲津四丁目及びNo. 5の里二丁目について、地元委員より一括してご意見を申し上げます。

委員

No. 4とNo. 5の買受人ですが、今現在も小作等をされております。それについて、No. 4は自分の作業場の隣という場所で、No. 5につきましては、今、県が道路拡張の工事をやっている際ということで、水路から全て設置していただくという状況になっております。確認したところ、周辺全て買受人の土地ですので、問題はないと私どもは判断しておりますが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 8 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 8 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No. 2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 8 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No. 3 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 8 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No. 4 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 8 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No. 5 は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第 8 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 それでは、説明が終わりましたので、2月21日に実施しました現地調査の結果、農地法第 4 条の農地転用許可基準から見た審査状況について、地元

委員の意見をお伺いします。

No. 1 及びNo. 2 の牧二丁目について、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委 員

この案件は、事務局より先ほど報告がありましたように、去る2月21日、借受人と地元推進委員、それから事務局と私で立ち会いをさせていただきました。この案件は3年前に一時転用で賃貸借契約されており、今回はその更新ということになっています。新名神完成後は、当初、元通りの田んぼに戻すということが前提になっていましたが、今回の期間満了と同時に、譲渡人の意向が変更になり、現状のまま転用ということになりました。

したがって、今回の申請は5条ではなく4条の農地転用ということになります。

この土地は圃場整備区域外の土地で、周囲にも田んぼをされているという状況ではないので、特に問題になるという項目はありません。ということで以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

次のNo. 2、地権者は違うのですが、この土地も先ほどのNo. 1と隣接しており、地権者の意向も同じということで、4条の農地転用ということになりました。

そういうことでご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見はありますか。

(なしの声)

議 長

それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。

No. 1 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 2 は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る2月22日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお願いします。

委員 No. 1の小野の件です。ポート関係の商売をされている方が隣を露天駐車場とのことで申請されており、周りも農地はなく転用することは問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

No. 2、大石龍門でございます。ここは工事完了まで現場事務所と材料置場等で使うということでございます。

それと、最後の復元に関しては、先ほど事務局の説明でございましたように、問題ないと思います。

それと、横にグループホームがあり、工事中は影響のないようにとのことでお願ひしておきました。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺ひします。No. 1の小野について、地元委員にご意見をお伺ひします。

委員 当日の立ち会いには行けなくて、後日、地元推進委員と現地確認をさせてもらいました。横並びに農地も特になく、露天駐車場とのことなので、近隣の影響に何ら影響はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

No. 2の大石龍門一丁目について、地元委員にご意見をお願いします。

委員 先ほど事務局、それから一日立会委員からご説明いただきましたが、ここに関してもNEXCO関係の高速道路の事務所、資材置場、駐車場というような形で借りられるとのことで、3筆ございます。3筆については少し段になっており、それについては、先ほど事務局から説明がありましたように、貸主のほうの意向も踏まえてできるだけ平ら、真っ直ぐにするということでもとまっております。

それから、その北側に少し田んぼがあるのですが、隣接地を駐車場として借りるとのことなので、そこが田んぼをやられるなら、優先的に入れるようにしてやってくださいということについては、申し述べております。

それから、復元は令和8年の3月31日とのことで相当長い話になっているのですが、これについてはNEXCOの新名神の工事が大分遅れていて、その辺までかかるということでしたので、その辺、ご理解いただきました

いと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
No.1 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
No.2 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第85号 農地法第5条の許可の取り消しについて、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 それでは、何かご意見はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
許可を取り消すことについて賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第85号 農地法第5条の許可の取り消しについては、許可することに決定いたします。
それでは、続きまして、議案第86号 農用地利用集積計画についてを議題とします。

なお、〇〇委員が利害関係人ですので、ご退席いただきます。

(〇〇委員 退席)

議 長 議案第86号 農用地利用集積計画について、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案86号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

それでは、これより再度、〇〇委員にお入りいただきます。

(〇〇委員 着席)

議 長 それでは、続きまして、議案第87号 令和3年度大津市農業振興地域整備計画(土地利用計画)の変更(10月受付分)に関する意見について、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議 長 続いて事務局、お願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、続きまして、地元委員の意見をお願いします。

委 員 今、事務局からご説明がありましたように、昨日、11時過ぎぐらいに現場に行き確認したところ、この写真と同様、以前は盛土がたくさんあったのですが、きれいになくなっている状況で、撤去が進んでいるかと思えますし、問題ないかと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
修正の回答案に賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第87号 令和3年度大津市農業振興地域整備計画
(土地利用計画)の変更(10月受付分)に関する意見については、回答案
にて大津市長宛てに回答することにいたします。

ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第125号 農地法第4条第1
項第8号の規定による農地転用届出について、報告第126号 農地法第5
条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第127号 農地法
第18条第6項による通知について、報告第128号 農業者証明につい
て、報告第129号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出
について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

副会長 はい、ありがとうございました。
続きまして、報告第130号 公文書非公開決定に対する審査請求に対
する裁決について、事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 はい、ありがとうございました。
以上をもちまして、一旦報告案件を終了いたします。
そのほかに、本日、特にこれはということがございましたらお願いしま
す。

事務局 (事務局から、4月からの押印廃止と、隣地者承諾書の変更の説明)

副会長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

事務局 (事務局から、利用意向調査の報告)

副会長 その他、何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして農地係の案件は終了します。

これより暫時休憩し、2時55分から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

< 再開 >

議長 それでは、再開いたします。

なお、後半部分についても、事前に質問がありませんでしたので、議事が速やかに進みますよう、よろしくお願いいたします。

では、議案第88号「農業経営基盤の強化の促進に関する法律に関する基本構想」の変更に対する農業委員会の意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 それでは、何かご意見はございますか。

委員 今回のこの10年後の労働時間が概ね2,000時間とか、年間所得が350万円ということに関して、この経営基盤となる田んぼの平均面積はいくらぐらいが基準になっているのかとか、稲作と畑の割合はどんなものなのか少し分からないのですが、何か基準というのはあるのでしょうか。

事務局 逆にそういうことを質問すべきだと思っておりました。具体的なことを聞いていただきたいと思います。

ですから、改めて4月、5月以降、農林水産課とすり合わせたらどうかという思いはあります。基本的に他人ごとではなく自分も聞かれる立場にこれからなるので、どんどん公表して市と農業委員会とデータを共有してこうやっていきますということになっていきます。分からないことは質問していただきたいということをあえて言うために、この意見書をつけています。

自作農の中で2,000時間も農業をやっておられる方は専業農家のほんの一部だと思います。兼業農家で2,000時間やっている方はないのではないかなという思いがあります。では、大津市にどれだけ専業農家があるか、年金生活者になって初めて専業農家になっている方がほとんどだと思いますので、そんなに農業をやっておられないのではないかとというのが疑問点です。

ただ、独立的に農業で生計を立てるとしたら、これぐらい必要だということを行っているので、今、〇〇委員がおっしゃったとおり、どんな規模を目指さないといけないのかを一度模索しないとイケないのではないかと、JAも入れて勉強会をしようかということになるとよい話かと思えます。

以上でございます。

委員

今の質問事項と同じことなのですが、農政審議会に及ばずながら出席させてもらって、新規就農される認定農業者についてという内容がこの頃、ちょこちょこあるのですが、その認定農業者として認める云々の話では、〇〇委員がおっしゃったように、何町歩あったらいいとか、幾つかの畑があったらいいとか、そういうことではなしに、申請される規模というのは非常に微々たるものである。というのは、おっしゃったように、4反ぐらいでトマトとかキュウリとかイチゴとかをやると、そこにどういう機械を使うのかという規模的なものは申請書の中にあるのですが、350万を儲けるという気は全然ない、儲かるわけがないのに申請が出てきているような状況です。ものすごく軽く考えている。

ましてや、その後、集約してできるだけ規模を拡大するかと言ったら、まず自分ところが食べていくだけの内容ができていないのに新規就農する。それについては、当然機械を使うわけですから、そのメンテの費用とか購入する費用とか維持管理費用なんて全然見ないで、ただ単にトラクターがありますよ、耕運機がありますよ、これでできますよと簡単に考えている。そういう申請があるということは、やはりある程度、これだけの規模であって、こういう事例があって参考しながらそこまでできますかというような問いかけをしていかななくてはいけないのではないかと。この前もその話は一応したのですが、あくまでも机上論でものを考えてやられる。現場の内容を理解した上での申請を受理されておるといような形ではないように思いますから、基本をもう少し積み重ねてもらった上で受理をされるという形に進めていかないと、今の大規模農家がだんだん少なくなっている中で担い手の関係もあって、担い手があるからいいですよという感じでの受け止め方を農林水産課としては思っておられる感じ、なので余ってきたらいいですよというような感じで、あと惨めな思いをするのは申請してやる方ですよ。

ですから、そこら辺の補助をするというのであれば、当然JAですとか、この費用が発生してでの動きになりますから、その費用を補填できるだけのフォローをするような形であるからできると。実際に認定農業者としてやろうか、新規就農しようという方が増えても、それは何もないような状況の中でお金が少し出ますというようなあれでの受け止め方で申請をされるという怖い面があって、指導する側としてもそういうことを併せた上で、西村さんがおっしゃったように、これぐらいの規模で、こういうような時間帯で、ここまでのやった分で何人の人がどれだけ携わってやってこそ、これだけの金額が出るのだということをはっきりおっしゃってもらって、そこで指導するという形に持って行って受入れをするという格好にしていかなないと、なかなか増えることは少ないと思います。

議長

ほかにもございますか。

委員

今のお話と少し違うのですが、最初の要望事項のところで、市の農業政策に対して農政担当課から委員にきちんと説明してくださいという要望なのです。いつも思うのですが、この頃、委員になって少し自分の認識が甘かったというか、農地に関してきちんと管理できるようにするのは農業委員の仕事だというのはやっと分かってきたという感じぐらいなのですが、どうしても農業政策と一体化のものなのに、いつもばらばらに動いているのはもったいないのではないかと感じています。

例えば、この農業委員会という場面は、実際に農業されている皆さんの意見がきちんと出てくる場所なのにもっといたいと思うのです。この場に市の農政に携わっている担当課の方が説明の時だけ来られるのではなくて、ずっとこの場で聞いておられることが情報として大事なのではないかと。この場を活用してお互いに聞き合うという形で情報交換する。もう少し時間をかけないと、委員になった時だけ説明していただいても、多分とても分からない話で、市の農政がどちらへ向かうのかと、自分たち農業委員会の仕事はどういう観点で農地を見ていったらいいのかというのがもっとリンクしていると、分かりやすいのにと感じながらこの2年ほどやってきたので、そういう市の農政の分野と農業委員会との連携を考えていったらいいのではないかと感じていました、ということが1点。

それと、今の2,000時間、350万の話です。うちはたまたまこの間、息子が申請したのですが、市街化区域でたまたま農地があったので、ハウスの野菜栽培を始めることにしました。実際に、専業で概ね2,000時間、年間農業所得350万を目標にというか、それでやっていくぐらいを考えてやっています。

でも、大津市としてそういう事例が少ないのは分かります。

ただ、農地の大規模な集約というのだけをやっても、少し難しいのだろうなと。こういう形でやりたい農業者をきちんと指導できればというか、やっていただいたらもう少し大津市の農業でも、そういう分野もやれる人ができるのではないかと思います。

だから、全然やれない数字はないと思うのです。実際に、毎日6時間から8時間働いて、月に4、5回は休みを取って家族で経営していけば何とかかなる数字として上がっているのではないかと思います。

すみません。少し生意気なばらばらな意見で申し訳ありません。

事務局

意見がようやく出てきてうれしく思いますが、こうした議論は、意見交換会として農業団体等と意見の交換ができればよかったのですが、コロナでできませんでした。また、年度当初に予算の説明を受けるようにしていますが、来年度につきましても、新年度予算が議決されたら、内容説明の機会も得られますので、そういう時にご意見をいただいたらいいのかなと思います。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

また、資料の後ろのページに、350万に到達するために、20haの水田で

すと、水稻14ha、麦2ha、大豆5haといった基準が一応作られているので、また見ておいていただけたらと思います。

ちなみに、〇〇委員、〇〇委員などは2,000時間を実際は超えているでしょう。そういうことなので、改めて議論していけばいいのかなと思っています。

とりあえず、この内容で市に回答したいと思いますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。

議案第88号 「農業経営基盤の強化の促進に関する法律に関する基本構想」の変更に対する農業委員会の意見について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。挙手全員により、この内容で正式に大津市長宛てに回答いたします。

ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きまして報告案件に移ります。

報告第131号 広報誌「みどりのこだま」90号について、事務局より報告をお願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 最後にその他の報告に移ります。最適化活動の推進について、事務局より報告をお願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 何かご質問ございますか。今言われてどうのこうのというのは難しい話ですが。

事務局 記録簿については、慣れてください。農地パトロールの場合、行って問題なしなのか、このようなことがあったというコメントを一言書いていただくことが必要です。現地立会の場合は、総会での発言の事前準備もある、市街

化区域でしたら、誰の物件の現地確認、利用権のハンコを押すのも、誰の現地確認とか、1個1個書いていったら数はあるはずですが、こんな言い方は悪いのですが、毎月農地パトロールと書かれている状態が結構出てきているので、そのような確認をする流れになっているのだと思います。

4月以降、いろいろとお願いもし、意見も述べてもらわないといけません、まず慣れてくださいということで、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

副会長 それでは、その他、事務局からの報告ございますか。

事務局 (事務局、その他報告)

副会長 それでは、以上をもちまして、第23回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。委員の皆様、どうもご苦労さまでございました。それでは、散会いたします。お疲れさまでした。

議事録署名委員

議長（田中 謙一 委員） 印

委員（山本 公彦 委員） 印

委員（横山 成治 委員） 印